

## 城西支部表彰規則の表彰基準

城西支部表彰規則第3条に基づき、城西支部表彰規則の表彰基準を以下の通り定める。

### 1. 各区分の表彰内容

(1) 東京協会表彰規程第4条第四号、七号に定める者が対象：支部貢献賞（城西貢献賞）

本支部の役員、部員、委員であって、役員は東京協会及び本支部の発展への貢献をしたもの、部員、委員は本支部の事業の発展への貢献をしたもの。

表彰委員会の審議により、表彰対象者の中から若干名に支部貢献賞を授与する。

(2) 本支部の会員全員が対象：年間最優秀賞（城西バロンドール賞）

中小企業診断士としてその活動が他の中小企業診断士の模範となるような活動で東京協会や本支部に貢献したものを。

表彰委員会の審議により、表彰対象者の中から最も活躍した者に対し、3名を限度として年間最優秀賞を授与する。

(3) 登録から5年以内の本支部の会員が対象：新人賞（城西ルーキー賞）

若手として本支部に新風を吹き込むような若手ならではの活躍をしたもの。

表彰委員会の審議により、診断士登録5年以内の表彰対象者の中から、最も活躍が認められる会員に対し、5名を限度として「新人賞」を授与する。

### 2. 評価の細則

(1) 本支部の役員、部員、委員が対象

① 役員、部員、委員としての職務において、顕著な活動を行なった

(2) 本支部の会員全員が対象

① 本支部を全国的にアピールすることに貢献した

例) 診断、執筆、講演等により、本支部の知名度を著しく向上させた者

② 東京協会の活動において、本支部の代表として目覚ましい貢献をした

例) 東京協会のイベントにて、幹事として中心的役割を担った者

③ 本支部において、新組織を創設するなど本支部会員の活動分野拡大に貢献した

例) 研究会、同好会、プロジェクト等を創設し、活動分野拡大に貢献した者

④ 本支部と他の組織とのパイプ役として目覚ましい貢献をした

例) 金融機関、公的機関、他士業団体等との関係を構築または発展させた者

⑤ その他、中小企業診断士として一芸に秀でた活動を行なった

例) 本支部会員同士の交流、イベント企画等において多大な貢献をした者

(3) 登録から5年以内の本支部の会員が対象

① 東京協会の活動において、本支部の代表として目覚ましい貢献をした

例) 「診断士1年目の会」幹事として中心的役割を担った者

- ② 研究会、部会活動等の本支部活動への参加状況が極めて良好であった
- ③ 本支部活動に積極的に参加し、新たな提言等を行なった

### 3. 表彰の種類

表彰の種類は、東京協会表彰規程第3条1項に定めるうちの表彰状授与とする。  
また、以下の区分の賞に副賞をあわせて授与する。

支部貢献賞は、5,000円程度の賞品とする

年間最優秀賞は、5,000円程度の賞品とする

新人賞は、3,000円程度の賞品とする

### 4. 基準の改廃

この基準の改廃は、部長・委員長会の承認を得なければならない。

(付 則)

施行：平成26年11月28日

改訂：平成27年4月1日